

市・県民税の申告期限は3月15日(月)です

申告は正しくお早めに

市・県民税の申告

問合せ

税務課市民税担当 ☎(43) 1111 内線133

FAX (43) 1125

市・県民税の所得申告を表の日程のとおり行います。申告する必要のある人は、期限内に申告をしていただくようお願いします。

申告が必要な人

- ▼平成22年1月1日現在、幸手市に住所があり、つぎのいずれかに該当する人
- ① 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
 - ② 給与所得以外にほかの所得(不動産所得や雑所得など)があつた人
 - ③ 給与を2か所以上から受けている人
 - ④ 幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業している人

申告に必要な物

- ⑤ 平成21年中に所得がなかった人でも、非課税証明書や所得証明などの証明書を必要とする人
- ※平成21年分の所得税の確定申告書を提出した(する予定の)人は、この申告書を提出する必要はありません。
- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 給与所得者・公的年金所得者は源泉徴収票
- ④ 事業または農業所得者は収支内訳書(記入済みのもの)など
- ⑤ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの領収書または控除証明書
- ⑥ 生命保険(個人年金、地震保険などの控除証明書)
- ⑦ 医療費控除を受ける人は、平成21年中に支払った医療費の領収書および保険などによる補てん額のわかるもの(事前に1年間分の合計額を計算しておいてください。)
- ※医療費控除明細書(領収書を入れる袋)が必要な人は、市役所税務課窓口に備えていますので、ご利用ください。
- ⑧ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- ⑨ 学生は学生証(郵送の場合はコピー添付)
- ⑩ そのほか控除に必要なもの

申告日程表

受付時間(全日程とも) 午前の部：午前9時～11時
午後の部：午後1時30分～3時30分

と き	と ころ	対 象 地 区
2/16 火	ウェルス幸手2階研修室	西関宿、花島、中島、槇野地、神扇、平野、中野、長間
17 水	"	上吉羽、神明内、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽
18 木	"	惣新田、細野
19 金	"	緑台1・2丁目、天神島、天神島1丁目
22 月	"	戸島、戸島1・2丁目、栄1・2・4
23 火	"	栄3・5・6・7
24 水	"	吉野、吉野1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
25 木	市役所第二庁舎第1会議室	東1・2丁目
26 金	"	東3～5丁目
28 日	"	平日に申告ができない人
3/1 月	"	中1～3丁目
2 火	"	中4丁目、北2・3丁目
3 水	"	中5丁目、大字幸手1～3,300番台
4 木	"	北1丁目
5 金	"	内国府間、外国府間、権現堂
8 月	"	南3丁目・上高野・上高野1丁目
9 火	"	南1・2丁目
10 水	コミュニティセンター集会室	大字幸手3,400番台～、西1・2丁目
11 木	"	中川崎、下川崎、千塚
12 金	"	円藤内、松石、高須賀、香日向1～4丁目
15 月	"	上記の日程に申告ができない人

ご注意ください

- ◆ 指定日に都合のつかない人は、日程表の中で都合の良い日にお越しください。
- ◆ 受付日は土曜、日曜日を除きますが、2月28日(日)は申告を行います。なお、当日は混雑が予想されますので予めご了承ください。
- ◆ 申告期間中は、市役所税務課の窓口では申告できません。お手数でも申告会場までお越しください。
- ◆ 午前中は大変混み合い、待ち時間が長くなります。あらかじめご了承ください。
- ◆ 各会場とも駐車場に限りがあります。なるべく車でのお越しはご遠慮ください。

個人住民税における住宅ローン控除の適用対象者が拡大され市役所への申告が不要に!!

【対象となる人】

所得税で住宅ローン控除の適用を受け、かつ所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれない人のうち、

①平成11年から平成18年までの入居者

②平成21年から平成25年までの入居者

※平成19年と平成20年の入居者は、所得税の住宅ローン控除の適用は受けられませんが、個人住民税の住宅ローン控除の適用は受けられます。

【控除される額】

つぎのいずれか小さい額が住民税から控除されます。

- ・所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ・所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて得た金額(上限9万7千500円)

【適用方法】

勤務先の年末調整や、税務署の所得税確定申告の内容から、市役所で住民税の住宅ローン控除額を決定し、

適用します。

これまで必要だった市役所への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要です。

◎旧制度の住宅ローン控除の適用について

- 所得税について、つぎの条件に当てはまる人は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」で申告されると控除額が多くなる可能性があります。
- ①課税山林所得金額がある人
 - ②変動所得・臨時所得を有し、平均課税の適用を受ける人
 - ③課税総所得金額のほかに課税退職所得金額などがある人

▼納税相談をご利用ください

税理士会による無料納税相談(所得税のみ)がありますので、営業、農業、その他庶業で確定申告をする人は、ぜひ、ご利用ください。

※青色申告・譲渡所得を除く。

と き 2月16日(火)・17日(水)・18日(木)・19日(金)

午前9時～11時、午後1時30分～3時30分

ところ ウェルス幸手 2 階研修室

所得税の申告

問合せ 春日部税務署

☎048(733)2111

※自動音声ガイダンス。

確定申告が必要な人

①事業所得などがある人
事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を売った人などで、計算の結果、所得税が課税される人。

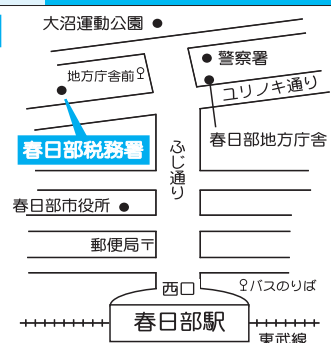
②給与所得などがある人

大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要です。

- 前年(平成21年1月1日～12月31日)の給与収入金額が2千万円を超える時
- 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える時
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える時

春日部税務署案内図

電話 048(733)2111
交通 東武線春日部駅(西口)から徒歩20分/朝日バス(西口循環または春日部温泉行)バス停「地方庁舎前」から徒歩3分
※駐車場が狭いため、車の利用はご遠慮ください。



平成21年分所得税の確定申告書は2月16日(火)～3月15日(月)に春日部税務署に提出(郵送可)してください。なお、確定申告書は、市内の各申告会場(右の日程表)でも申告できます。

- ただし、つぎの人は市内の会場では申告できません。
- 青色申告の人
 - 土地・家屋や株式などの譲渡所得について申告する人(公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む)
 - 損失申告の人
 - 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
 - 過年度分の申告がある人

e-Taxなら...



- ①国税庁ホームページから電子申告
- ②最高5000円の税額控除
- ③添付書類を提出省略
- ④還付金がスピーディー

消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに

平成21年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、平成22年3月31日(水)が申告・納付の期限となっています。なお、振替納税を利用する場合の振替納付日は4月27日(火)です。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。春日部税務署へお問い合わせください。